

学習者用デジタル教科書の導入・管理に関する統一化した CSV フォーマットの使用に 係る留意事項

令和 4 年 3 月
文部科学省

1. はじめに

令和 3 年 12 月にデジタル教科書の普及促進に向けた技術的な課題に関するワーキンググループにおいて、学習者用デジタル教科書の導入・管理時に用いる CSV フォーマットの登録項目の統一化を図ったところである。

これを踏まえ、統一化した CSV フォーマットを用いて、一括して複数の民間事業者に情報を登録（※ 1）する際の標準的なルールを含む留意事項を以下のとおり示すこととする。

※ 1 ユーザーによる登録が本留意事項に準拠しているか否かのエラーチェックが民間事業者のシステムにおいて行われない場合があるため、登録時は本留意事項に則ること。

2. 本留意事項の運用について

（1）運用開始の時期

令和 6 年度から統一化した CSV フォーマットを本格的に運用することとし、令和 5 年度は試行期間と位置付けられていることを踏まえ、本留意事項についても令和 5 年度から運用を開始する。

また、令和 4 年度の登録の際、CSV フォーマット内の該当する項目に関して本留意事項（以下の 3. 留意事項（1）及び（2））に則した情報登録を行うことにより、令和 5 年度も令和 4 年度に登録済の情報を引き続き利用することができ、令和 5 年度以降も学習者用デジタル教科書の円滑な導入・管理を行うことができる。

（2）令和 4 年度以前の登録情報の扱い

令和 4 年度以前に特定の民間事業者に登録した情報は令和 5 年度以降も引き続き利用することができる。もっとも、特定の民間事業者に登録した情報は他の民間事業者の登録条件に合致していない場合もあることから、令和 4 年度以前に登録した情報を統一化した CSV フォーマットに記入し、他の民間事業者に一括登録できない場合もある。

このことから、令和 5 年度に改めて、本留意事項に則った情報を登録済の特定の民間事業者も含めた全ての民間事業者に一括して登録することが考えられる。（この場合、新しいアカウントを作ることになるため、児童生徒は複数のアカウントを持つことになる。ただし、民間事業者によっては、登録済の情報を「修正」することで、修正前のアカウントのデータを修正後のアカウントで用いることができるところから、その場合は、アカウントを複数持たなくても済む。）

3. 留意事項

（1）標準項目の登録条件

標準項目（必須標準項目・任意標準項目）は、入力された項目に係る情報を全ての民間事業者が必ず処理・機能させる項目であることから、学校現場等においては次の標準に基づいて登録することが求められる（⑤表示名（nickname）の登録は任意）。

① ユーザーID（user_id）について

ア. 総論

- ・同一学校内では同一の「user_id」を登録しないこと
(異なる学校では同一の「user_id」を登録可能)

イ. 文字数

- ・7字～64字で登録すること

ウ. 文字種

- ・半角数字及び半角英小文字のみを登録すること

② SSO用ID（sso_id）について

ア. 総論

- ・全ての民間事業者（※2）において「sso_id」を登録可能
- ・各民間事業者のビューアで登録可能なサービスプロバイダーは以下のとおり（※3）

	Google 社 ID	Microsoft 社 ID	Apple 社 ID
超教科書クラウド	○	○	○
まなビューア	○	○	
みらいスクール プラットフォーム	○	○	
Lentrance プラットフォーム	○	○	○

※2 令和4年3月時点において、CSV フォーマットによる登録が可能且つ sso_id による登録が可能な民間事業者。今後対応可能な民間事業者は増える予定。

※3 令和4年3月時点の対応状況。より最新の状況は各民間事業者のホームページを参照すること。

イ. 文字数・文字種

- ・各民間事業者が採用するサービスプロバイダーの登録ルールに準拠すること

③ 利用者区分（user_type）について

ア. 総論

- ・半角数字（1 or 2）（※4）を登録すること（文字数は1字）

※4 「1」は学習者（児童生徒）、「2」は指導者（先生）等を意味する。

④ 入学年西暦（admission_year）について

ア. 総論

- ・半角数字4桁の西暦を登録すること

⑤ 表示名（nickname）について

ア. 総論

- 同一学校内において同一の名称を登録可能

イ. 文字種

- JIS_X_0213（※5）で定義される文字を登録可能（文字種の組合せは自由）

（例）半角数字、半角英字（小文字・大文字の双方が登録可能）、半角記号、全角文字等

※5 各民間事業者は「Unicode」で定義する範囲に対応することで「文字種」に係る要件を満たす。

- 全角文字については、PCソフトが異体字に対応している場合、異体字の登録も可能

ウ. 文字数

- 1字～64字で登録すること

（2）各社独自項目の登録条件

各社独自項目（各社個別パスワード）は、各社の登録条件に従って登録すること。

（3）登録時に用いるデータファイル

CSVフォーマットを用いて登録する際に必要となるデータファイルの形式等についての留意事項は以下のとおり。

① データファイルの形式について

ア. CSV（カンマ区切り）ファイル形式を用いること

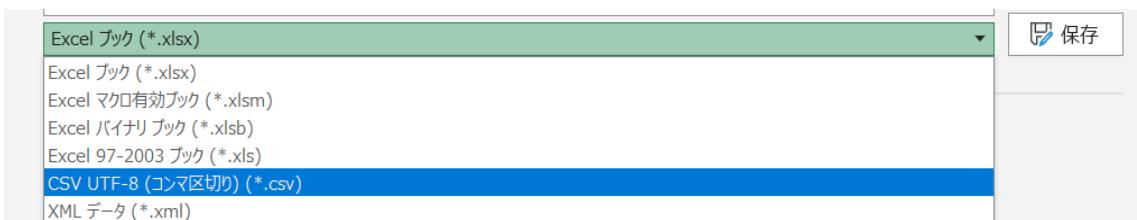
② CSVファイルにおける文字コード（文字符号化方式）について（※6）

※6 令和5年度以降は、UTF-8を用いたCSVファイル形式が標準となるが、令和4年度はShift_JISを用いたCSVファイル形式のみに対応した民間事業者のビューアもあることに留意すること。詳しくは、各民間事業者の登録マニュアル等を確認すること。

ア. アップロード時における留意点

- 民間事業者のシステムにアップロードできるのは、文字コード（文字符号化方式）としてUTF-8を用いたCSVファイル形式である。（※7）

※7 例えば、最新のバージョンのMicrosoft Excelでは、以下のUTF-8のCSVファイル形式を選択した上で保存することとなる



（出典：Microsoft® Excel ® for Microsoft 365 MSO の保存の際の画面イメージから引用）

- UTF-8を用いたCSVファイル形式を作成・保存するため、最新バージョンのMicrosoft Excel等のソフトウェアを用いることが望ましい。

- ・古いバージョンのソフトウェアでは UTF-8 を用いた CSV ファイル形式を出力（作成・保存）できない可能性があり、これを民間事業者のシステムへアップロードする時、アップロードできなかったり（※8）、文字化けエラー（※9）となったりする場合があるので留意すること。

※8 文字符串化方式として Shift_JIS を用いた CSV ファイル形式で出力（保存）した場合は、このファイル形式に対応した民間事業者へのアップロードが可能。

Shift_JIS を用いた CSV ファイル形式への対応の有無は、各民間事業者の登録等のマニュアルを確認すること。

※9 Shift_JIS を用いた CSV ファイル形式で出力した場合、一部の文字が他の文字に変わることがある（文字化けという）。このため、UTF-8 を用いた CSV ファイル形式での出力（保存）を推奨する。

- ・なお、最新のバージョンの Microsoft Excel 等のソフトウェアを用いて保存した CSV ファイルは、全ての民間事業者のシステムにアップロードすることが可能である。

イ. エクスポート時における留意点

- ・各民間事業者のシステムから登録情報をエクスポートする際は、UTF-8 を用いた CSV ファイルが出力される。
- ・民間事業者のシステムからエクスポートされた CSV ファイルは一般に BOM 付きと呼ばれる形式であり、Microsoft Excel 等のソフトウェアを用いて読み込むこと（閲覧・保存すること）が可能である。ただし、一部のソフトウェアでは正常に読み込めないこと（閲覧・保存できないこと）があるので留意すること。